



Q 障害年金を受けるためにはどのような条件が必要ですか？

A 障害のもとになった病気はじめて医者にかかった日から一年六カ月経った日に診断書を請求して下さい。
必要な保険料の納付条件はつぎのとおりです。

(1) 障害のもとになった病気やけがはじめて医者にかかった日(初診日)に国民年金の被保険者であり、最近の一年間が保険料納付済期間であること。

(2) 老齢年金をうけるのに必要な資格を満たしていること。この場合は、初診日に六十五歳未満であること。
詳しくは市民課年金係へ

☎(三)一一一一 内線二四五



国民年金についてひとこと

国民年金制度が発足し既に二〇年を経過し、同時に通算年金通則法という法律が施行され名実共に皆年金となり、俗にいう「じゅずつなぎ」でも年金が受けられるようになりました。これまでに果した国民年金の役割は非常に大きいものであると思います。このことは住民の皆様も分つてもらえると思います。国民年金はご存知のように強制加入(サラリーマンの妻、公的年金受給資格者またその配偶者は除く)であり、保険料拠出が給付の原点であります。国

にお金が湧く泉があるわけではありません。住民の皆様が毎月毎月納付してくださる保険料収入によって制度が運営されています。この国民年金制度また現在の日本を支えてきた人達は、戦後の混乱期を何とか切り抜け、子供を育ててきた私達の両親、祖父母であります。昭和三十六年に保険料を納付し始めてすでに二十二年経過し、保険料額が上昇したとはいえ、当時の苦勞が現在の苦勞に劣るとは思えません。年金は世代間扶養です。で、働ける若い世代がきちんと保険料納付を続ける限り財政的破局は絶対にはいはず。ですから、これからも年金制度は国民の合意を得ながらさらに充実発展してゆけるはず。今後お年寄りがどんどん増え私達の年金がなんて心配より、制度があり受給者があるこの国民年金制度を存続させることの方が先ではないでしょうか。

私達にも老後は確実にやっていくのです。その時あわてても遅いのです。ご自分の老後の生活設計に深いかかわりをもつ生活権につながる国民年金を大切にしてください。

世代と世代のバランスのとれた年金制度にすることが大切です。



国民年金受給者協会
よりお知らせ！

都留市では、昨年国民年金受給者による受給者協会が設立され、その事業は順調に実施され多くの方から好評を得ました。

今年も九月二十八日二十九日の一泊二日「徳川家康史跡めぐり・三谷温泉の旅」を計画しましたので多数ご参加下さるようお願いいたします。

また、県ゲートボール大会都留市予選会を実施します。日頃の練習の成果を發揮し都留支部代表となるよう頑張ってください。

詳しくは、上谷三二二二二花田宣一(☎(三)二四七九)へ
※中国旅行五泊六日十九万八〇〇〇円締切り八月末日です。希望者はご連絡下さい。

市政懇談会

市民の要望、意見を聞き、これを市政執行の指針とし、役立てることは、「開かれた行政」の基本的な手段でありこのような観点から、毎年各地区ごとに市政懇談会を開いております。

本年も、七月一日、禾生地区をかきりに始まったこの催しには、各界各層の市民が参加し、七月二十一日の下谷

終了する

地区を最後に終了いたしました。

この懇談会において、数多くの要望、意見をいただきました。もちろんこれらの問題がすべて、速やかに解決できる訳ではありませんが、今後の行政運営上、大いに参考となる重要な課題が多く寄せられたことに対し、深く感謝申し上げます。

